

議案第40号

湯河原町下水道条例の一部改正について

湯河原町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

湯河原町長職務代理者

湯河原町副町長 高 橋 正

(提案理由)

下水道排水設備責任技術者の常駐・専任規定の見直しを行うほか、下水道法施行令の一部改正に伴い、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町下水道条例の一部を改正する条例

湯河原町下水道条例（昭和59年湯河原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「が専属する」を「を選任する」に改める。

第10条第2項第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

湯河原町下水道条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、別に規定で定めるところにより、排水設備等の工事に関し管理者が技能を有する者として認める下水道排水設備責任技術者（以下「責任技術者」という。）が<u>専属する業者</u>として、管理者が指定した指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>(除害施設の設置)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>—</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）第28条の規定により排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、別に規定で定めるところにより、排水設備等の工事に関し管理者が技能を有する者として認める下水道排水設備責任技術者（以下「責任技術者」という。）を<u>選任する業者</u>として、管理者が指定した指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>(除害施設の設置)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>—</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）第28条の規定により排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正</p>	

現 行	改 正 後	備 考
	規定は、公布の日から施行する。	